

初診・再診時の選定療養費について

2020年4月から診療報酬改定により、一般病床200床以上の地域医療支援病院では「初診に際し、他の病院や診療所等からの紹介状なしに当院をご受診頂く場合」及び「症状が安定し、医師が他の医療機関へ逆紹介を申し出たにも関わらず、引き続き当院を受診される場合」は初診時選定療養費として5,000円以上、再診時選定療養費として2,500円以上の金額をご負担頂くことが義務化されました。

この制度に基づき、当院でも2020年7月以降、初診および再診時の選定療養費を下記のとおり改定し・徴収させていただきます。

内容	対象	金額（税別）
初診時選定療養費	他の病院や診療所等からの紹介状をお持ちでない初診の方	5,000円
再診時選定療養費	医師が他の医療機関へ逆紹介を申し出たにも関わらず、患者さんのご希望で引き続き当院を受診される場合	2,500円

*2020年6月までは従来どおり初診時選定療養費として3,000円（税別）を徴収
紹介状のない方は、「かかりつけ医」の紹介状をお持ちください。
ご理解とご協力をお願いします。

○紹介状をお持ちいただくと次のメリットがあります。

- 当日の待ち時間が短縮されます。（*「かかりつけ医」から事前にFAX予約を行った場合に限る）
- 患者さんの診療情報が引き継ぐことで、当院でも検査・治療を継続して実施できます。
- 初診時の選定療養費（5,000円【税別】）が不要になります。

当院は、平成28年8月に地域医療支援病院の指定を受け、地域の医療機関である「かかりつけ医院の先生方」と連携し、それぞれの役割に応じた診療を提供する中で、ご紹介患者さんを積極的に受け入れることで、地域医療を支援できるよう努めております。

「かかりつけ医」をお持ちでない方は患者総合支援センターまでお気軽にご相談ください。